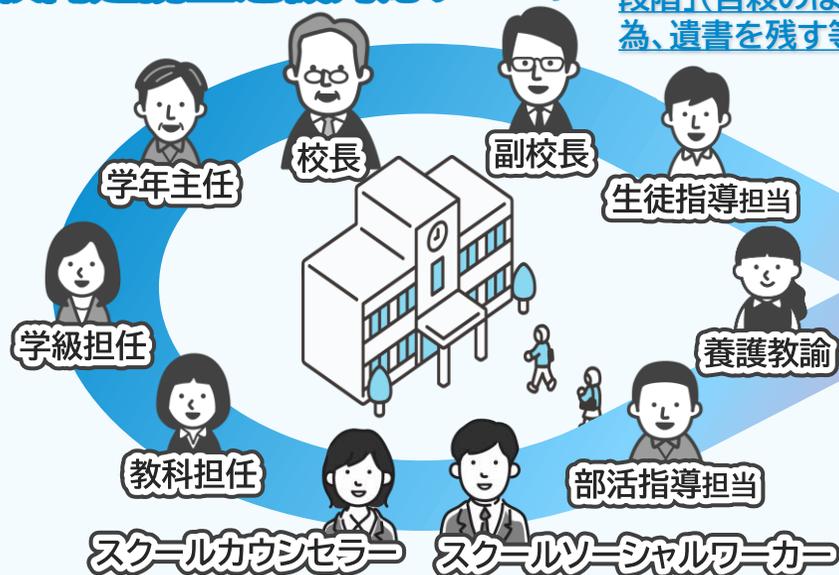


自殺危機の早期発見・早期対応や自殺未遂後の対応

ネットワーク型緊急支援チーム 実際には自殺や自殺未遂が発生した場合に対応

校内連携型危機対応チーム

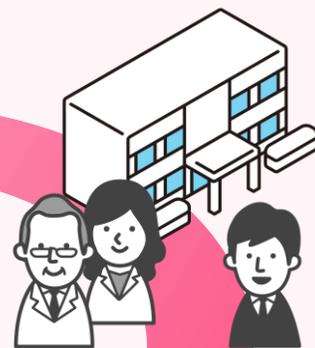
自殺やその他の重大な危険行為の「予兆段階」(自殺のほのめかし、深刻な自傷行為、遺書を残す等)から対応



連携
協働

関係部局

- 教育委員会
- 精神科医
- SC・SSWスーパーバイザー等の専門家
- 児童相談所
- 福祉部局
- 警察 等



家庭・保護者



校内連携型危機対応チームの役割

- 1 平常時における危機対応のための態勢づくりやマニュアルづくり
- 2 アセスメントに基づいて対応方針や役割分担を決定し、緊密に「報告・連絡・相談」を行う
- 3 自殺や未遂事案が発生した場合は、校長のリーダーシップの下、教育委員会等や専門家、関係機関のサポートを受けながら、全教職員の力を結集して対応
- 4 緊急ケース会議(アセスメントと対応)、本人の安全確保と心のケア

ネットワーク型緊急支援チームの役割

- 1 関係部局とも連携した緊急ケース会議や心のケア会議の開催
- 2 校内連携型危機対応チームを核に、教育委員会等、専門家、関係機関との連携・協働に基づいて、周囲の児童生徒や教職員等への心のケアを含む危機管理体制を構築
- 3 本人及び周囲の児童生徒及び教職員へのケア

▶▶▶ 自殺危機の早期発見や早期対応に取り組むほか、自殺未遂者への支援を実施

生徒指導提要（令和4年12月改訂）（抜粋）

第8章 自殺

8.2 自殺予防のための学校の組織体制と計画

8.2.2 自殺のリスクマネジメントとクライシスマネジメント

児童生徒が自殺をほのめかしたり、深刻な自傷行為に及んだり、遺書のような手紙やメモを残して家出をしたりといった状況は、自殺やその他の重大な危険行為の「予兆」段階であると捉える必要があります。そのときには、教育相談体制の構成メンバーを基盤に、校長をリーダーとする「校内連携型危機対応チーム」を組織し、危険度に応じた対応を行います（リスクマネジメント）。

児童生徒との関わりが密接な学級・ホームルーム担任や部活動顧問などを加え、アセスメントに基づいて対応方針や役割分担を決定し、緊密に「報告・連絡・相談」を行うことを心がけます。その際、誰が児童生徒や保護者と直接関わるのが適切なのを見極め、その人を中心としてチームで対応します。平常時に、危機対応のための態勢づくりやマニュアルづくりなどを進めておくことが大切です。

実際に自殺や自殺未遂が発生した場合には、校長のリーダーシップの下、「校内連携型危機対応チーム」を中心に、教育委員会等や専門家、関係機関のサポートを受けながら、全教職員の力を結集して対応することが必要です（クライシスマネジメント）。校内連携型危機対応チームを核に、教育委員会等、専門家、関係機関との連携・協働に基づく「ネットワーク型緊急支援チーム」を立ち上げ、周囲の児童生徒や教職員等への心のケアも含む危機管理態勢を速やかに構築します。